平成２２年（フ）第１２２号
広島県福山市南手城町３丁目20番10号
債務者　廣島智佐子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　朋顕
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月10日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５号
和歌山県新宮市王子町１丁目８番37号
債務者　山本　　力
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１０５２号
静岡市葵区安東３丁目２番36号
債務者　堀　紳一郎
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
山形県鶴岡市山五十川乙310番地
債務者　伊藤　和雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１００１号
横浜市西区中央２丁目22番15号
債務者　井伊恵里子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　芳子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６６号
埼玉県鳩ケ谷市本町３丁目16番４号　グリーンヒル103号
債務者　古川　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　生子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５４号
横浜市神奈川区台町８番地の３　長崎マンション302号
債務者　仲山　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠矢　　登
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８９号
京都市南区久世上久世町361番地　ルミノーザ上久世205
債務者　粟津　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
福井県小浜市奥田縄第21号４番地
債務者　中野　邦雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市南甲子園３丁目８番５号　新南甲荘202号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田西町19番10号
債務者　安永　泰久
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県西宮市甲陽園山王町５番53号
債務者　林　　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５号
香川県観音寺市南町１丁目11番49―204号
債務者　安藤　雅章
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　幸信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４１８号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字築港通り11番地６
債務者　村松　敏滉
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　敏郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
秋田県男鹿市船越字本町３番地
債務者　村上　智幸
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８号
秋田市楢山南新町上丁12番地３
債務者　船木　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１号
三重県津市芸濃町椋本744番地、住民票上の住所三重県四日市市伊倉１丁目３番12号
債務者　駒田　展弘（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所破産係